

鹿児島県がん対策推進企業等連携協定書

鹿児島県（以下「甲」という。）と明治安田生命保険相互会社 鹿児島支社（以下「乙」という。）は、甲が策定した「鹿児島県がん対策推進計画」（以下「推進計画」という。）に関する取組において、相互の協力が可能な分野における連携を推進するため、「鹿児島県がん対策推進企業等連携協定制度要綱」（以下「協定要綱」という。）に基づき、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力を行い、推進計画に基づく、がんの早期発見をはじめとした取組を推進することにより、県民の健康的な生活の実現を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- 顧客窓口におけるパンフレット等の配布やポスターの掲示等によるがん検診の受診勧奨
 - がん検診の受診等啓発イベント（キャンペーン等も含む）の実施
 - 県民へのがん検診受診等啓発の実施
 - 従業員・家族に対するがん検診の受診勧奨
 - 従業員・家族へのがん検診情報の提供
 - 従業員が仕事とがんの治療を両立できるよう支援する取組
 - その他、がんに関する正しい知識の普及に関する積極的な取組
- 2 乙は、あらかじめ書面による甲の同意を得た上で、広告等に、鹿児島県がん対策推進企業等連携協定を締結した企業である旨の表示をすることができる。

（禁止事項及び賠償責任）

第3条 乙が取組を行うに当たっては、次の各号に該当してはならない。

- 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあること
 - 政治活動又は宗教活動を伴うもの
 - 企業等の利益誘導のみに利用すること
 - 特定の治療方法のみを推奨するなど偏った知識を与えるおそれがあるもの
- 2 乙が取組を行ったことにより事故及び問題が発生したときは、乙の責任と負担においてこれを解決することとし、その対応に伴って甲に費用等が生じた場合は、乙がこれを負担する。

（取組状況の報告）

第4条 乙は、翌年度の4月末日までに、別に定める報告書により、当該年度の取組状況を甲に報告するものとする。

2 前項に定めるほか、甲は乙に取組内容に関して随時照会することができる。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、連携事項の検討、実施により知り得た情報（秘密である旨が明示された情報に限る。）を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定の有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間の満了1か月前までに甲または乙から終了の申出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第7条 甲又は乙のいずれかが、本協定内容の変更及び解除を申し出たときは、当事者間の協議により、本協定の変更又は解除を行うものとする。

- 甲又は乙は、相手方が法令及び協定要綱、本協定のいずれかに違反した場合は、本協定を解除することができる。
- 甲は、警察本部からの通知に基づき、乙が次の各号の一に該当するときは、本協定を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその賠償の責めを負わない。
 - 計画的又は常習的に暴力的不正行為を行い、又は行う組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - 役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - 自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に疑義等が生じた場合は、甲乙間で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印し、各自その1通を保有する。

令和7年3月3日

甲 鹿児島県

鹿児島県知事

塩田 康一



乙 明治安田生命保険相互会社

鹿児島支社長

植田 博志

